

○法務省令第 号

供託法（明治三十二年法律第十五号）第八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

法務大臣 鈴木 馨祐

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(添付書類の原本還付)</p> <p>第九条の二 供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第三十条第一項の証明書及び委任による代理人の権限を証する書面であつてこれらの請求書に係る請求のためにのみ作成されたものについては、この限りでない。</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>(供託物払渡請求書)</p> <p>第二十二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 供託金の払渡しを請求するときは、次に掲げる方法のうちいずれの方法により供託金の払渡しを受けようとするかの別</p> <p>イ 預貯金振込みの方法（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。）</p> <p>ロ 国庫金振替の方法</p> <p>ハ 小切手の振出しの方法</p> <p>ニ 隔地払の方法（供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の</p>	<p>(添付書類の原本還付)</p> <p>第九条の二 供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第三十条第一項の証明書及び代理人の権限を証する書面（官庁又は公署の作成に係るものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>(供託物払渡請求書)</p> <p>第二十二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 隔地払の方法（供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地の日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。）又は預貯金振込みの方法（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。）により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨</p>

日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。）

〔号を削る。〕

六〇十一 〔略〕

(印鑑証明書の添付等)

第二十六条 〔1・2 略〕

3 〔略〕

〔一〇三 略〕

四 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき。

〔五・六 略〕

4 〔略〕

(払渡しの手続)

第二十八条 供託官は、供託金の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。

六〇 国庫金振替の方法により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨

七〇十二 〔同上〕

(印鑑証明書の添付等)

第二十六条 〔1・2 同上〕

3 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書(当該請求書に委任による代理人の預金又は貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。次号において同じ。)に添付したとき。

〔五・六 同上〕

4 〔同上〕

(払渡しの手続)

第二十八条 供託官は、供託金の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。この場合には、供託官は、請求者をして当該請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して、請求者に交付しなければならない。

2 前項の場合において、供託物払渡請求書に第二十二條第二項第五号イ又はこの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い、日本銀行に供託金の払渡しをさせるための手続をし、請求者又はその代理人に当該手続をした旨を通知しなければならない。

3 第一項の場合において、供託物払渡請求書に第二十二條第二項第五号ロの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。

4 第一項の場合において、供託物払渡請求書に第二十二條第二項第五号ハの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、請求者をして当該供託物払渡請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して、請求者に交付しなければならない。

第三十五條 「略」

2 「略」

一 第二十二條第二項第一号、第五号及び第七号から第十一号までに掲げる事項

二 「略」

「3・4 略」

(利札の払渡し)

第三十六條 「略」

2 「略」

2 供託物払渡請求書に第二十二條第二項第五号の記載があるときは、供託官は、前項後段の手続に代えて、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い、日本銀行に供託金の払渡しをさせるための手続をし、請求者又はその代理人に当該手続をした旨を通知しなければならない。

3 供託物払渡請求書に第二十二條第二項第六号の記載があるときは、供託官は、第一項後段の手続に代えて、財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。

「項を加える。」

第三十五條 「同上」

2 「同上」

一 第二十二條第二項第一号、第五号、第六号、第八号から第十二号までに掲げる事項

二 「同上」

「3・4 同上」

(利札の払渡し)

第三十六條 「同上」

2 「同上」

<p>一 第二十二條第二項第一号及び第七号から第十一号までに掲げる事項</p> <p>二 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>(供託金又は供託金利息の払渡手続の特則)</p> <p>第四十三條 「略」</p> <p>2 供託官は、第三十九條第一項の規定により前項の請求に係る申請書情報 報が送信された場合において、当該請求を理由があると認めるときは、 第二十八條第一項(第三十五條第四項において準用する場合を含む。)の 規定にかかわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに払 渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。</p>	<p>一 第二十二條第二項第一号、第八号から第十二号までに掲げる事項</p> <p>二 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>(供託金又は供託金利息の払渡手続の特則)</p> <p>第四十三條 「同上」</p> <p>2 供託官は、第三十九條第一項の規定により前項の請求に係る申請書情 報が送信された場合において、当該請求を理由があると認めるときは、 第二十八條第一項前段(第三十五條第四項において準用する場合を含む 。)の規定にかかわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したもの に払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第二十五号書式（第22条第1項関係）

供託金払渡請求書

供託金払渡請求書		係員印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第 号	年月日			
供託所の表示		整理番号	第 号	認可印			
請求者の住所氏名等 (会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)	私渡請求事由及び 還付取戻の別		還付	1. 供託受諾	2. 配当金受領	3.	
	希望する払渡しの 方法		取戻	1. 供託不受諾	2. 供託原因消滅	3.	
	1. 預貯金振込		振込先	金融機関	銀行		店
				種別	普通・当座・通知・別荘		
				口座番号			
			口座名義人(カナ書き)				
		2. 国庫金振替					
		3. 小切手					
		4. 隔地払		金融機関	銀行		店
				受取人			
供託番号	元本金額	利息を付す期間		利息金額	備考		
年度金第 号	円	年 月 から	月	円			
年度金第 号		年 月 から	月				
年度金第 号		年 月 から	月				
年度金第 号		年 月 から	月				
元合計					元	作	
本額					利		
億					計		
千							
百							
十							
万							
千							
百							
十							
円							

(注) 元本合計額の冒頭に¥記号を記入します。

上記金額を受領した。 年 月 日

受取人氏名
(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名)

頁

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第二十五号書式を次のように改める。

第三十号書式（第35条第1項関係）

供 託 金 利 息 請 求 書

供託金利息請求書		係員印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第	号	年月日		
供託所の表示		整理番号	第	号	認可		
請求者の住所氏名等 (会社法人等番号(任意)) - - (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)	希望する払戻しの方法		1. 預貯金振込				
			振込先	金融機関	銀行 店		
				種別	普通・当座・通知・別段		
				口座番号			
				口座名義人(カナ書き)			
		2. 国庫金振替					
		3. 小切手					
		4. 隔地払		金融機関	銀行 店		
				受取人			
供託番号	元本金額	利息を付す期間		利息金額	備考		
年度金第 号	円	年 月 から	月	円			
年度金第 号		年 月 から	月				
年度金第 号		年 月 から	月				
年度金第 号		年 月 から	月				
		計		円			
上記供託金利息を受領した。 年 月 日							
受取人氏名 (代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名)							
							頁

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第三十号書式を次のように改める。

第三十三号書式を次のように改める。

第三十三号書式（第48条第2項関係）閲覧申請書

閱 覧 申 請 書

閲覧の目的
(利害関係)

閲覧しようとする関係書類及びその部分

上記のとおり閲覧を申請します。

年 月 日

申請人

住 所

氏 名

(会社法人等番号 (任意)) — —

(印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です (委任による代理人を除く。))

法務局 (地方法務局・支局) 御中

第三十四号書式を次のように改める。

第三十四号書式（第49条第2項関係）証明申請書

証 明 申 請 書	
証明申請の目的 (利害関係)	
証明を申請する事項	
上記のとおり証明を申請します。	
年 月 日	
申請人	
住 所	
氏 名	
(会社法人等番号(任意)) - -	
(印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です(委任による代理人を除く。))	
法務局(地方法務局・支局) 御中	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

(書式用の紙の使用に関する経過措置)

2 この省令による改正前の書式用の紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。